矢澤 憲一

本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである.

序章 問題の所在

第1節 はじめに

第2節 本論文の特徴と貢献

第3節 本論文の構成

第2章 会計・監査の質をめぐる論点整理

第1節 本章の分析視角

第2節 会計・監査の機能

第3節 利益の有用性研究の展開

第4節 構成要素アプローチによる革新

第5節 実証的監査研究との融合

第6節 わが国における実証課題

第7節 本章の結論

第3章 監査の質とエージェンシーコスト

第1節 はじめに

第2節 検証すべき課題

第3節 リサーチデザイン

第4節 分析結果と解釈

第5節 監査人の変更分析

第6節 追加分析

第7節 本章の結論

第4章 監査の質と利益の価値関連性

第1節 はじめに

第2節 論点整理

第3節 リサーチデザイン

第4節 分析結果と解釈

第5節 追加分析

第6節 本章の結論

第5章 監査人の交代が会計政策に与える影響

第1節 本章の問題意識

第2節 監査人の交代をめぐる実証的論点

第3節 リサーチデザイン

第4節 分析結果と解釈

第5節 監査法人の保守性

第6節 本章の結論

第6章 監査の独立性と裁量的会計行動

第1節 会計監査をめぐるジレンマ

第2節 検証すべき課題

第3節 リサーチデザイン

第4節 分析結果と解釈

第5節 追加分析

第6節 本章の結論

第7章 結論と展望

第1節 はじめに

第2節 本論文の結論とインプリケーション

第3節 今後の展望

参考資料

1. 本論文の目的と分析視角(第1章)

本論文の目的は、会計・監査の質をめぐる問題を理論的・実証的に明らかにし、その解決へ向けた道筋を示すことである。

利益の質についてかまびすしい議論が起こっている。さらに近年、監査の質が利益の質へ与える影響を無視できなくなりつつある。そこでそもそも監査の質とはなにか。そして監査の質は利益の質へどのような影響を与えるのか、について理論的・実証的な探求が必要となっている。

この議論の背景には少なくとも3つの要因がある。第1の要因は、会計・監査制度の改革にも関らず、世界的に会計不正ないし不祥事が後を絶たず、「開示情報の信頼性喪失(Reliability Lost)」が深刻な問題となっていることである。そのきっかけは2001年暮れ以降に米国で起こった会計不祥事である。これを契機に世界的に会計不信の波が伝播した。わが国でもバブル崩壊を受けた90年代、会計・監査をめぐる様々な不祥事により、会計・監査の機能が問題視されるようになった。2004年に入ってもカネボウの会計不祥事や西武鉄

道など会計・監査に対する疑念はより一層強まっている。さらにわが国ではレジェンド問題に代表されるように、欧米に比して財務報告の質について他国との間に差があるのではないかとの疑念がもたれている。

第2の要因は、企業活動の複雑化や一連の会計制度改革を受けて、わが国会計・監査制度や実務が変化しつつあることである。わが国企業活動のIT化、複雑化、大規模化、グローバル化によって、会計システムが認識・測定・伝達しようとする対象が質的・量的に変化し、伝統的な実現概念が前提とする物品の引渡等が企業実態を適切に表さなくなりつつある。これらは企業価値の創造へ向けた取り組みが多様化していると考えられる一方で、不正な財務報告を誘発する潜在的な要因ともなりうる。他方、わが国では、会計ビックバンと呼ばれる一連の会計制度改革によって財務報告に際して判断、見積もりなど主観的な要素の入り込む余地が増大しつつある。それによって、経営者に委ねられる裁量的な会計行動の範囲が広がり、経営者の選択可能な報告利益の幅もより広くなった。会計制度は、監査判断の拠り所であり、会計制度の変化に監査制度も対応していくことが求められる。いいかえれば、財務報告システムの質を改善するためには、会計・監査両面からのアプローチが不可欠となりつつあることを含意する。

第3の要因は、以上を踏まえたうえで会計・監査の質をめぐる問題の解明と解決に向け会計・監査研究に求められる進化である。前述の問題はいくつもの要因が複雑に絡み合っている。そうした錯綜した諸問題を解明するためには、その背後にある仕組みを体系的に説明する「理論」の構築が求められる。理論は、環境が変化したり、不確実性の高い状況において、会計専門家と経営者がより望ましい意思決定をするのに役立ち、多くの錯綜した諸問題を合理的な解決へ導きうる。近年では会計と監査を融合させる必要性が生じてきており、今後は会計と監査を統一的に説明できるような理論の構築と経験的な検証のキャッチボールが必要であるといえる。

以上の問題意識から本論文は会計・監査の質をめぐる問題を理論的・実証的に明らかにしようと試みている。本論文の特徴・貢献は次の3点である。第1に会計と監査の融合を図っていることである。財務報告システムをめぐる問題を経営者、監査人、投資家という視点から解き明かすことによって、会計と監査のダイレクト・リンケージを明らかにし、もってわが国会計・監査研究に資することを目的としている。第2に利益の有用性研究の進化に資することである。会計と監査を融合させ、かつ会計情報の有用性というコンテクストで目的適合性と信頼性を統一的に分析した実証研究は、筆者の知る限りわが国ではいまだ行われていない。本研究では、財務報告システムの目的適合性と信頼性を議論の俎上に載せることによって、当該領域におけるわが国での研究の発展に資することを目的としている。第3に現実社会への示唆である。経営者、投資家、監査人、そして債権者や基準設定機関は、様々な意思決定に直面している。本論文では、会計・監査のダイレクト・リンケージの探求によって、彼らの問題解決に資するインプリケーションを導出しようと試みている。

2. 会計・監査の質をめぐる論点整理(第2章)

第2章では、会計・監査の質をめぐる先行研究を概観し、わが国において検証すべき課題を明らかにしている。はじめに会計・監査の機能を3つの要因に求めた。第1の要因である概念フレームワークでは、会計情報の目的は利用者の意思決定に有用な情報を提供することであり、その質的特徴として目的適合性、信頼性、比較可能性が挙げられた。対して監査は、会計情報がGAAPに準拠していることを保証することによって会計情報の信頼性を高める機能をもつと説明された。ここで信頼性には、財務諸表の特質としての信頼性(reliability)と当該情報に対する利用者の信頼(credibility)という2側面があることを指摘している。

第2のエージェンシー理論の観点からは、次のように考えられる。すなわち所有と経営が分離しており、双方の利害と選好が一致せず、かつ所有者は経営者の行動を不完全にしか観察できないという状況では、エージェンシーコストが発生する。会計情報は情報の非対称性を緩和することによって、エージェンシーコストの削減に資するものと考えられる。そして監査は、エージェントとプリンシパルの間の契約不履行を発見し、それを報告する機能をもつ。それゆえにエージェンシーコストを削減することができる。

第3の情報価値は、企業価値を推定するためのインプット情報として会計情報を捉える。会計監査は会計情報に含まれる不確実性を減少させることによって、リスクを低下させることができる。リスクの低下は投資家にとってより望ましい投資ポートフォリオを構築することにつながる。また企業内部では意思決定の改善によるキャッシュ創出能力の向上、市場参加者の副次的効果としては市場参加者の効用底上げという機能をもつ。よって会計情報の価値関連性、そして監査によるリスクの低減効果とその市場推定値が会計・監査の質とみなされる。

次に会計研究と監査研究の融合可能性を検討している。利益の質に関する、あるいは利益の意思決定有用性をめぐる研究は1968年の2本の論文を契機に、株価と利益の関連性というコンテクストの中で発展してきた。そして1985年のHealy[1985]によって会計発生高の実証的推定の道が開かれ、それは意思決定有用性研究に一種の変革をもたらした。さらに会計発生高は経営者の恣意的な会計行動にフォーカスすることから、必然的に監査の質とのインターフェイスとなった。ここに監査の質とは何か、そして監査の質が利益の質へどのような影響を与えるか、という問題に対する糸口が生まれたのである。

最後にわが国における実証的会計・監査研究の課題について論じている。わが国では実証的会計研究と 実証的監査研究の蓄積レベルに非対称性がみられ、かつ両者の融合を志向する研究はほとんど見当たら ない。わが国実証的監査研究の蓄積ならびに会計研究との融合が望まれることを指摘している。米国の先 行研究ならびにわが国の現状を踏まえた結果、実証的に検証すべき課題として大きく2つの課題が導出され た。1つは監査のエージェンシーコスト削減機能であり、いま1つは監査の機能と経営者の会計行動との関連 性である。第3章から第6章ではこれらの論点について、理論的・実証的な分析を行っている。

3. 監査の質とエージェンシーコスト(第3章)

第3章では監査の質とエージェンシーコストの関連性について分析している。エージェンシー理論では、経営者側にエージェンシーコストを削減するために会計情報を提供し、かつ独立した監査人の監査を受けるインセンティブが生じると考えられる。一方で、わが国ではそうしたことに対して疑念が生じている。

果たして経営者は制度的に要求されているという理由で会計監査を行っているのか。それともエージェンシーコストの削減を目的として、積極的に質の高い監査を行っているのであろうか。こうした論点は、今後の監査制度と実務の発展にとって一定の示唆を与えるものといえる。第3章のねらいは実証的な視点から当該論点に迫ろうとすることである。

第3章では2つの検証を行っている。検証結果は次のとおりである。まず現に契約している監査人の監査の質を対象にした第1リサーチでは、エージェンシーコストの高い企業ほど質の高い監査人と契約しているということを示す証拠を発見できなかった。これは、わが国企業の経営者はエージェンシーコストを削減する手段として会計監査を捉えていないことを示唆するものとも考えられる。また企業規模の大きい企業ほど、質の高い監査人と契約していることを示唆する結果が得られた。解釈にあたっては、企業規模はエージェンシーコストの代理変数と考えられる一方で、わが国では監査法人側のサービス提供能力の問題として捉えられる側面も考慮する必要があることを指摘している。

次に第2リサーチでは監査人の交代に着目して分析を行っている。その結果、第1リサーチ同様に、エージェンシーコストが増大した企業ほど質の高い監査を求めて監査人を変更することを示唆する証拠は得られなかった。逆にエージェンシーコストの1つであると考えられる会計発生高の変化率が大きいほど、「質が低い」と考えられる監査人への変更を行っていることが発見された。なぜこのような予測と異なる結果が発見されたのであろうか。監査人の交代は昨今わが国でも問題視されつつあり、なかでも監査人の交代をめぐって経営者と監査人の間にある種のコンフリクトが生じている可能性が懸念されている。そこで当該論点は第5章で取り上げ、詳細な分析を加えることとする。

では第3章の発見事項はどう解釈できるであろうか。1つは監査の質に対する経営者の理解が不十分である可能性である。監査はエージェンシーコストを削減する機能を有するにもかかわらず、経営者がそれを理解していなければ、そうした経営者は企業価値を毀損しているとも考えられる。この点では経営者の意識改革が優先課題となろう。

一方、第2章で論じたように、エージェンシー関係において経営者が会計監査を行おうとする動機の1つは、プリンシパルたる株主との間で発生するエージェンシーコストを削減するためである。従って、仮により質の高い監査によってエージェンシーコストが削減されるという意識を投資家が抱いていなければ、そもそも経営者に会計監査を行おうという需要は生まれない。ここから投資家が企業価値の評価にあたって、インプット情報の不確実性を減少させるという監査の機能を考慮に入れているか否かを検証する必要性が生じる。

いま1つは監査人による会計監査が十分に機能していない可能性である。すなわち会計監査が自らに課された機能をきちんと果たしていないのであれば、経営者や投資家が上記のような認識を抱くのも当然のことであるといえる。もしそうであれば、監査の有効性の向上がなによりも重視されるべき課題となる。

ここで経営者、投資家、監査人をめぐる問題を次のように整理している。会計監査がエージェンシーコストの削減として機能するためには、経営者が質の高い監査を通じて会計情報の信頼性を高めることによって、資金調達コストを低下させることができると認識していることが必要である。そしてそのためには、投資家が会計監査を企業価値を推定する際のインプット情報の質を高める(不確実性を減少させる)ものとして認識していること、さらに会計監査が実際に会計情報の質を高めるものとして機能しているという2つの前提が必要となる。

第3章では、このうち第1の論点を解明しようと試みた。しかしながら、第3章の検証結果は、経営者がエージェンシーコストを削減するために質の高い会計監査を行っていることを示唆する証拠は発見できなかった。そこで第4章では第2と第3の論点にフォーカスする。すなわち第4章では監査の質と証券市場の評価(利益の価値関連性)、ならびに利益の時系列特性との関連性を実証的に分析することによって、当該論点の解明を試みている。

4. 監査の質と利益の価値関連性(第4章)

第4章では監査の質のメルクマールとして、大手監査法人とその他監査人(中小監査法人および個人会計士)の違いに着目した。なぜなら大手監査法人は中小監査法人や個人会計士に比べて、スタッフの教育により資源を投入し、また名声を維持しようというインセンティブも高いと考えられる。一方、中小監査法人や個人会計士は収入等の面で被監査企業への依存度が高く、かつ能力の維持・拡大への投資額も限られる可能性がある。よって大手監査法人は中小監査法人等よりも質の高い監査を行うと考えられる。

そこで第4章では大手監査法人とその他監査人では監査の質が異なり、それが会計情報の価値関連性あるいは利益の時系列特性に影響を与えるかどうかを検証している。検証結果は次のとおりであった。第1リサーチではOhlsonモデルを援用し、大手監査法人とその他監査人によって監査された企業の裁量的会計発生高の価値関連性に差があるか否かを分析した。その結果、その他監査人のほうが裁量的会計発生高の価値関連性が低いとする結果は得られなかった。ただし、その他監査人であること自体を証券市場がディスカウントしていることを示唆する証拠が得られた。

続いて第2リサーチでは、監査の質によって利益の時系列特性が影響を受けるかどうかを分析している。その結果、1期後あるいは2期後の経常利益、キャッシュフローに対する相関係数が大手監査法人とその他監査人で異なるという結果は得られなかった。

これらの結果はどのように解釈できるであろうか。第3章では次のような問いを立てた。すなわち「果たして不十分なのは経営者の理解か、はたまた監査人のエージェンシーコスト削減機能か」と。第4章はこの問いを受けて、監査の質の市場評価を検証した。その結果、第1リサーチでは監査の質によって裁量的会計発生高の質が変化するという証拠は発見できなかった。これはそれが将来業績と有意な関係をもたないとする第2リサーチの結果とも整合している。一方で、その他監査人によって監査を受けていること自体をマイナスに評価している可能性を示唆する証拠を発見した。

では第3章の問いにはどのように答えられるであろうか。第1に市場が大手監査法人とその他監査人との間で監査の質に違いがあると評価していることはすなわち、大手監査法人のほうがエージェンシーコストの削減機能が高いとも解釈できる。しかしこの市場評価とは裏腹に、監査の質が利益の質(予測可能性)を向上させるという証拠は発見できなかった。この点で経営者が監査のエージェンシーコスト削減機能を理解していな

いというのは、実は会計監査がエージェンシーコスト削減に関して実質的な機能をもたないことに起因しているとも解釈できる。つまり「市場と経営者の理解のズレ」がみてとれる。さらに、この背景には会計監査の機能に対する「実質的な機能と外部評価とのズレ」が影響しているとも解釈できると論じている。

5. 監査人の交代が会計政策へ与える影響(第5章)

第5章では監査人の交代をめぐる経営者と監査人のコンフリクトが利益の質へ与える影響を分析している。というのも財務諸表には経営者と監査人双方の判断が反映されている。経営者は時に会計政策を駆使し、会計数値を制御する。対して監査人は「GAAPへの準拠性」という観点から経営者の会計行動を修正しうる立場にある。ここで経営者が監査人の修正提案を受け入れず、会計処理を変更しなかった場合、監査人は除外事項を付した限定付適正意見を表明することになる。こうした状況に直面した被監査企業はどう行動するだろうか。被監査企業の経営者は、監査人によって提示された会計方針あるいは監査意見を不服として監査契約を解除し、自社にとって望ましい監査意見を表明してくれるような監査人に監査を依頼しようとするかもしれない。このような行為は「オピニオン・ショッピング」と呼ばれる。オピニオン・ショッピングはこれまでSECなどが懸念してきた問題であり、監査人の交代がほとんど行われてこなかったわが国では関心の薄かったテーマの一つであったといえる。しかし2003年に発生したアドバックスの事例のようにわが国でも当該問題が顕在化した。

最近わが国で起こった出来事は果たして氷山の一角なのか、あるいは稀な出来事であったのかは明らかではない。さらに今後も起こりうるとすればどのような状況でより起こりやすいか、またそれがわが国企業の会計政策にどのような影響を与えるのかも定かではない。そこで第5章では、監査人の交代が会計政策へ与える影響を実証的に分析している。

第5章の検証仮説は2つである。1つは監査人が保守的な会計方針をとる場合、経営者がそれを不満として監査人の交代を望むという仮説である。いま1つは、監査人は訴訟リスクに対処するために保守的な会計方針を選好するというものである。第1の仮説検証にあたっては、まず監査人を交代した企業とそれに対応する企業郡を抽出する。次に各グループの交代前の裁量的発生高を比較する。仮に監査人の保守的な会計方針がコンフリクトの原因であるならば、監査人を交代した企業グループほど利益圧縮型の会計政策を行っていると考えられる。また第2の仮説検証にあたっては、監査人を大手監査法人とその他監査人に分類した上で、大手監査法人からその他監査人に交代したケースの財政状態、倒産リスクを分析する。先行研究から大手監査法人ほど監査リスクあるいは訴訟リスクに対して敏感であるため、第2の仮説が当てはまるならば、大手監査法人からその他監査人に交代したケースほど財政状態あるいは倒産リスクが高いと予想される。

発見事項は以下のとおりであった。第1に監査人を交代した企業では交代の前年度に保守的な会計処理が行われていることを示唆する証拠が得られた。これは監査人の提示する保守的な会計方針を嫌気して、経営者が監査人の交代を行うという仮説と矛盾しない結果といえる。

第2に監査法人に着目してみると、大手監査法人はその他監査人よりもより利益圧縮型の会計選好をもつことを示唆する証拠が得られた。さらに大手監査法人が監査しきれないほどに監査リスクの高い企業を手放し、それを中小監査法人が引受け、結果として財務報告の質が低下することを示唆する証拠が得られた。

6. 監査の独立性と裁量的会計行動(第6章)

第6章では、監査人の経済的な依存が会計政策へ与える影響を分析している。というのも、監査の独立性は「古くして、なおかつ新しい問題」であり、「財務諸表を通じて企業内外の錯綜する利害関係を調整するということを前提にすれば、独立性を有しない監査など何ら社会的・経済的意義をもちえないといっても過言ではない」からである。

監査の独立性はある「ジレンマ」を抱えており、そのメカニズムの解明と対策を検討することなしに信頼性を 回復することは困難であるといえる。そもそも会計監査は財務諸表の利用者のためにある。しかし自由契約 方式に基づく現行の監査制度では、監査対象である企業との間で監査契約が締結され、報酬も被監査企業 から支払われる。監査人は投資家をはじめとする情報利用者のために、時にはクライアントに厳しい態度を とらねばならない。しかしその結果、監査契約の解除といった事態に陥れば、自らの収入を減少させてしまう かもしれないというジレンマに陥る可能性がある。

さらに近年、MAS業務など監査以外のサービスから多額の報酬を受取ることが問題視されるようになった。 すなわち監査人は自らのビジネスを維持・拡大するため、成長性の高い非監査業務に資源を集中投資す る。その結果、当該業務から高額な報酬をもらっているクライアントに厳しい態度をとりにくくなるのではない かということが懸念されるようになったのである。

こうした経済的な依存関係は被監査企業の規模にもっとも色濃く現れる。すなわち規模の大きなクライアントほど、監査人にとってより報酬面での経済的な依存関係を生み出しやすいと考えられる。例えば、いまだ記憶に新しいエンロンの会計不祥事では、同社にリスクの高い会計処理を許したアンダーセンが廃業に至ったが、アンダーセンにとってエンロンは監査報酬順で2番目に大きなクライアントであった。

この問題に対して、米国では企業改革法をはじめいくつかの施策が行われている。わが国でも米国を中核とする世界的な潮流に乗って監査の独立性強化へ向けて歩を進めている。しかしわが国監査の独立性を強化するためには、他国の潮流に乗るだけでなくわが国の現状をきちんと分析し、そこから課題を引き出し検討していかなければならない。

翻ってわが国では学界での議論は古くから行われてきたものの、それが規制当局や民間団体を巻き込む 形で発展してきたとはいい難い。その一因は会計監査をめぐる課題に対して客観的なデータを活用した分析 の積み上げが必ずしも十分になされていないことにある。対して、わが国でもキャッツの株価操縦事件などを 受けて、経営者と監査人の間の独立性に関する議論が尖鋭化しつつある。この点でもわが国における監査 の独立性に関する実証的な研究の意義が認められよう。

第6章ではこのような問題意識にたち、クライアントの規模が監査の独立性に及ぼす影響を実証的に分析し

ている。第6章の検証仮説は、大きく2つあった。第1は、監査人と被監査企業の間の経済的な依存は、監査の独立性を低下させ、結果として裁量的な会計処理の幅を広げることにつながる。

第2に、監査法人間の競争環境は、2つの側面で監査の独立性を低下させ、経営者の裁量の幅を広げる。1 つは極端な低価格で監査契約を受諾することにより、監査時間が短縮され、監査の質が低下するという側面である。いま1つは現在のクライアントを維持するため、クライアントに対して裁量的な会計処理を容認するという誘因が監査法人に生じるという側面である。第6章の文脈に照らせば、企業規模が大きく、より重要度の高いクライアントに対しては裁量的な会計処理を容認することによって顧客を維持しようというインセンティブがより強く作用すると考えられる。

分析の結果、第1および第2の仮説を支持する結果が得られた。次に第6章の貢献として2点指摘した。第1 に、監査人の精神的独立性が経営者との関係に影響を与え、その結果、裁量的な会計処理の許容範囲を 広げることを示唆する実証的証拠を発見したことである。これはわが国実証的監査研究の発展と監査制度を めぐる議論に資するものと考えられる。これまでわが国学界では実態がみえないままに顧客への報酬の依 存が監査人の独立性を低下させるのではないかとの議論が行われてきた。また制度面では、誤解を恐れず にいえば、米国の実態に基づいて作られた制度を後追いする形で導入してきた面がありはしないだろうか。 今後は実証的な分析をも踏まえた議論が望まれる。

第2は、監査市場の競争環境が経済的な依存に与える関係をモデル化したことである。先述したように米国コーエン委員会やマクドナルド委員会の報告書では、実態調査やアンケート調査に基づき監査市場の競争が監査の独立性あるいは監査の質に悪影響を与えることが指摘されていた。筆者の知る限り、海外で当該論点に対する実証的研究は行われていない。よって本章の結果は、各種委員会の調査結果と矛盾しない実証結果を得たという点で、海外の先行研究の発展に資するものであると考えられる。

7. 本論文の結論と展望(第7章)

各章は会計・監査の質という太い幹によって支えられつつも、それぞれの問題意識のもとに議論を展開している。では各章の結論を融合的に論じるにはどのような軸が必要であろうか。これに対して第1章では、検証すべき課題として大きく2つ取り上げた。1つは会計監査のエージェンシーコスト削減機能であり、いま1つは監査の質と経営者の会計行動である。そこで、これを軸として本論文の結論を導出する。

会計監査がエージェンシーコスト削減手段(および会計情報の信頼性を向上させ、情報価値を高める手段)として役立つには3つの条件が必要である。第1に経営者が質の高い監査を通じて会計情報の信頼性を高めることによって、資金調達コストを低下させることができると認識していることである。そしてそのためには、第2に投資家が会計監査を企業価値を推定する際のインプット情報の質を高める(不確実性を減少させる)ものとして認識していること、さらに第3の要件として会計監査が会計利益の質を高めるものとして実際に機能していることが必要となる。

本論文の第3章と第4章ではこれらを実証的に分析した。分析結果は次のことを示唆するものであった。第1 に経営者はエージェンシーコストを削減するものとして会計監査を捉えていない可能性がある。第2に投資家は大手監査法人か否かによって利益の質が異なるとは考えていない一方で、中小監査法人あるいは個人会計士によって監査されている企業をディスカウントして評価している可能性がある。第3に大手監査法人か否かによって、利益の時系列特性は影響を受けない。

一方で会計監査の機能不全が利益の質へダメージを与え、結果として利害関係者の監査に対する信頼が揺らいでいることが懸念されている。こうした会計監査の負の側面に着目したのが第5章と第6章である。第5章の分析結果は、監査人の提案する保守的な会計方針を不服として、経営者がより好ましい監査意見を提示する監査人と契約すべく、現在の監査人を契約解除する可能性を示唆するものであった。さらにそうした監査人の交代によって、財務報告の質が低下する可能性が示唆された。第6章では、被監査企業に対する監査人の経済的な依存が監査の独立性を低下させ、経営者の裁量の幅を広げることを示唆する結果が得られた。さらに監査市場の競争が激しいほど、経済的な依存の重みが増すことがわかった。

ではこれらの結論から、どのようなインプリケーションを導出できるであろうか。

第1にステークホルダーに求められる行動についての示唆である。本論文では経営者と監査人、株主の間に意識のズレがある点が指摘している。すなわち経営者は会計監査に際して大きな関心をもたない一方、株主は会計監査を企業評価の際の価値関連情報として認識している可能性がある。つまり経営者と株主の間には会計監査に対する「温度差」が生じているといえる。ではなぜこうした差が生じるのであろうか。その一因として会計監査が十分に機能していないことが指摘できる。つまり経営者は会計監査の機能が不十分であることを認識しており、一方で市場は会計監査のマイナス面を見ている。ここに経営者と株主の間の意識のズレがあり、それは会計監査に対する経営者と株主の知覚の差があると考えられる。

この解釈をベースにした場合、経営者、監査人、株主にどのようか行動が求められるであろうか。1つは経営者と株主の対話により、会計監査に対する意識レベルを合わせる必要がある。特に経営者の側に会計監査に対する意識が希薄であるとすれば、重視すべきは経営者の意識改革ということになろう。そのためには、会計監査の機能を向上させていくのみならず、これまでの経営者と監査人の関係を再構築していくことも求められる。

さらに規制機関にとっては、経済的な依存や監査市場の競争、監査人の交代が監査の質に悪影響を与えないような仕組みづくりが求められる。第2章で示されたShockley[1982]のモデルでは、職業上の制裁や法的責任が監査人の圧力耐性を強めることが示唆されている。反対に会計基準のフレキシビリティは、監査人が圧力に耐える力を弱めかねない。

前者に関して、図らずも、わが国では本論文の検証結果を追認するかのような法改正が行われつつある。かねて会社法の現代化に向けて議論していた法務省の法制審議会会社法(現代化関係)部会は2004年10月に要綱案を公表した。要綱案では、経営陣に対する監査人の経済的な独立性を強化するため、監査役会あるいは監査委員会に会計監査人の報酬の決定に関する同意権限を付与する規定を置いている。また取締役と同様、会計監査人も株主代表訴訟の対象となることも定められている。

また監査人の交代についても、日本公認会計士協会は2003年4月、監査委員会報告第79号「監査人の交

代に関する実務指針」を公表している。実務指針では、後任監査人が、監査契約を従属するか否かを適格に 判断し、また監査業務を円滑に引き継ぐために、前任監査人から後任監査人への有用な情報の提供がなされることが必要であると述べられている。

では会計基準のフレキシビリティはどうか。わが国は減損会計基準や企業結合会計基準の導入を目前に控えている。わが国会計基準では、会計処理に際して見積り・判断が必要となる基準が増大しつつある。これは会計情報の目的適合性の観点から有用であるとしても、信頼性を低下させる可能性も否定できない。そこで、いかに会計数値の信頼性を保証するかが課題となる。つまり会計基準の「監査可能性(auditability)」をいかに担保するかが喫緊の課題となることが予想される。

監査人にとっては、株主代表訴訟の対象となり監査人の社会的責任が重くなる一方で、監査の拠り所となる会計基準のフレキシビリティの増大により監査判断の困難さが増しつつある。まさにプラスとマイナスの力が同時に監査人に付加されることになり、これが監査の質にどのような影響を及ぼすかは慎重に検討しなければならない課題といえる。

第2に理論的側面について。本論文ではエージェンシー理論や投資意思決定理論(に基づく仮説)では、必ずしもわが国の実態(本論文で分析対象とした会計行動)がうまく説明できない可能性が指摘された。ではわが国会計・監査をめぐる実態を統一的・体系的に説明するには、どのような理論構築が必要であろうか。

やや抽象的にいえば上記の理論をベースとしつつ(エッセンスを残しつつ)、わが国の実態をうまく説明できるようにカスタマイズすることが求められる。例えば第1章で述べた会計と監査の融合という視点でいえば、エージェンシー関係ではエージェントとしての経営者とプリンシパルとしての株主の間で問題が考察されてきた。そこでは監査人はモニタリング機能の1つとして捉えられていた。しかしながら今後は経営者と監査人、あるいは株主と監査人、さらには経営者、株主、監査人という関係性を視野に入れた理論構築と仮説の検証が求められるように思われる。

また利益の有用性研究という視点でいえば、監査の質が会計情報に与える質的影響と監査の質が利益の価値関連性に与える影響という2つの方向で研究が展開されていく余地がある。さらに第2章で論じたように利益の質的特徴と価値関連性は理論的に密接な関係を有しており、これらの研究領域はインタラクティブに発展していくことが予想される。

本論文は、会計・監査の質をめぐる論点について網羅的に扱ったものではなく、なかでも重要であると考えられる論点にフォーカスし、検討してきたにすぎない。例えば、監査の質を構成する独立性として、経済的な依存、監査市場の競争を検討したが、その他にも監査の契約期間やMASなど独立性に影響を与えうるその他の要因や外見的独立性と精神的独立性の実証的関連性など解明すべき課題はなお残されている。さらにそれが経営者の裁量行動や利益の価値関連性に与える影響も検討されるべきであろう。

また近年、会計情報や監査は、コーポレート・ガバナンス、つまり企業をその目的に照らして適切に運営する仕組みをいかに構築するか、というコンテクストで論じられることも多くなりつつある。このような観点に立てば、本論文はコーポレート・ガバナンス論の一部であると考えることもできる。 いいかえれば、コーポレート・ガバナンスの仕組みを論じる際にも応用可能ではないかと考えられるのである。

本論文はわが国会計・監査の融合を意図した研究の先駆的存在とも位置づけることが可能である。この意味で、各章でも再三指摘したように様々な課題を抱えた暫定的な結論であることはいうまでもない。